

碧南市監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和5年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和6年3月29日

碧南市監査委員 小林 尚

碧南市監査委員 加藤 厚雄

令和5年度
定期監査報告書

碧南市監査委員

定期監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び碧南市監査基準第4条第1項第1号の規定により実施する監査

2 監査の対象

健康推進部 高齢介護課、国保年金課、健康課

建設部 土木港湾課、都市計画課、建築課

市民病院診療部 訪問看護ステーション

市民病院経営管理部 医事経営課、管理課

3 監査の範囲

令和5年4月1日から令和5年9月30日

4 監査の実施期間

令和5年10月13日から令和5年11月24日

5 監査の実施場所

監査委員室（一部、市民病院で実施。）

6 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

7 監査の主な実施内容

碧南市監査基準に準拠し、提出された定期監査資料に基づき、関係帳簿の調査を行うとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

8 監査の結果

各事務は、いずれも適正に執行されていると認めた。

定期監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び碧南市監査基準第4条第1項第1号の規定により実施する監査

2 監査の対象

- (1) 総務部 秘書情報課、経営企画課、行政課、資産活用課
- (2) 市民協働部 地域協働課、防災課、税務課、市民課
- (3) 会計課
- (4) 監査委員事務局

3 監査の範囲

令和5年4月1日から令和5年10月31日

4 監査の実施期間

令和5年11月13日から令和5年12月26日

5 監査の実施場所

監査委員室

6 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

7 監査の主な実施内容

碧南市監査基準に準拠し、提出された定期監査資料に基づき、関係帳簿の調査を行うとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

8 監査の結果

各事務は、おおむね適正に執行されていると認めたが、次に掲げるとおり改善すべき点があった。

- (1) 契約事務において、仕様書や見積書の添付漏れ、日付の誤り等が見受けられた。予算執行伺書、契約伺書等作成の際は、添付書類等に不備がないか再確認すること。
- (2) 補助金交付事務において、交付申請書及び添付書類の不備が見受けられた。補助金交付の際は規程等を確認し、適切な処理をすること。

定期監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び碧南市監査基準第4条第1項第1号の規定により実施する監査

2 監査の対象

福祉こども部 福祉課、こども課

経済環境部 商工課、農業水産課、環境課

開発水道部 都市整備課、水道課、下水道課

3 監査の範囲

令和5年4月1日から令和5年11月30日

4 監査の実施期間

令和5年12月13日から令和6年1月16日

5 監査の実施場所

監査委員室

6 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

7 監査の主な実施内容

碧南市監査基準に準拠し、提出された定期監査資料に基づき、関係帳簿の調査を行うとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

8 監査の結果

各事務は、おおむね適正に執行されていると認めたが、次に掲げるとおり改善すべき点があった。

(1) 契約事務において、仕様書や見積書の添付漏、日付の誤り等が見受けられた。

予算執行伺書、契約伺書等作成の際は、添付書類等に不備がないか再確認すること。

(2) 補助金交付事務において、適切な訂正処理をされていないものが多く見受けられた。

交付の際は規程等を確認し、適切な処理をすること。添付書類等に不備がないか再確認すること。

定期監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び碧南市監査基準第4条第1項第1号の規定により実施する監査

2 監査の対象

教育部 庶務課、学校教育課、生涯学習課、スポーツ課、文化財課
藤井達吉現代美術館、海浜水族館
議会事務局 議事課

3 監査の範囲

令和5年4月1日から令和5年12月31日

4 監査の実施期間

令和6年1月25日から令和6年2月16日

5 監査の実施場所

監査委員室（一部、市民病院で実施。）

6 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

7 監査の主な実施内容

碧南市監査基準に準拠し、提出された定期監査資料に基づき、関係帳簿の調査を行うとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

8 監査の結果

各事務は、概ね適正に執行されていると認めたが、次に掲げるとおり改善すべき点があった。

〈学校教育課〉

市長と小中学校長が業務委託契約を締結していた。小中学校は市の内部組織であり、業務委託契約を締結することは不適正であるため、事務の見直しを図ること。

〈生涯学習課〉

予算執行伺と契約伺の起案において、書類が的確に整備されていないものや、確

認不足や不注意による記載誤りが非常に多く見受けられた。また必要な合議を得ていなかったり、発注事務の手順が誤っている案件があった。今後は地方自治法などの関係法令や財務マニュアルなどをよく確認すること。また決裁過程において、担当以外の職員もよく確認すること。

3つの準公金会計簿を確認したところ、全ての支出関係調書において、事務局決裁欄及び会長会計検収欄に押印がなかった。今後は支払事務の誤りなどを防ぐためにも、必ず決裁を得てから支払事務を行うこと。